

生活習慣病重症化予防事業に係る個人情報の利用にあたっての同意について

当組合では、生活習慣病の重症化予防を推進するために、医療機関受診勧奨通知を加入者様宛に送付することとしておりますが、これにつきまして特段のお申し出がない場合は、「同意(黙示)」をいただいたものとして送付させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

なお、医療機関受診勧奨通知は、健診の結果で要経過観察、要精密検査、要治療と判定された方に送付することとしています。同意されない方、ご相談を希望される方につきましては、当組合保健事業係までお申し出ください。